

医政発 0802 第 14 号  
令和 4 年 8 月 2 日

(別記団体の長) 殿

厚生労働省医政局長

医師法施行規則等の一部を改正する省令について (通知)

標記について、別紙のとおり各都道府県知事宛て通知しましたので、その内容について御了知いただきますようお願いいたします。

(別記団体)

- ・公益社団法人 日本医師会
- ・一般社団法人 日本医療法人協会
- ・公益社団法人 日本精神科病院協会
- ・一般社団法人 日本病院会
- ・公益社団法人 全日本病院協会
- ・一般社団法人 日本社会医療法人協議会
- ・公益社団法人 全国自治体病院協議会
- ・公益社団法人 日本歯科医師会
- ・公益社団法人 日本看護協会
- ・公益社団法人 日本歯科技工士会
- ・公益社団法人 日本診療放射線技師会
- ・一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会
- ・公益社団法人 日本理学療法士協会
- ・一般社団法人 日本作業療法士協会
- ・公益社団法人 日本視能訓練士協会
- ・一般社団法人 日本言語聴覚士協会
- ・公益社団法人 日本臨床工学技士会
- ・公益社団法人 日本義肢装具士協会
- ・一般社団法人 日本救急救命士協会
- ・一般財団法人 日本救急医療財団
- ・公益社団法人 日本歯科衛生士会
- ・公益社団法人 日本あん摩マッサージ指圧師会
- ・公益社団法人 日本鍼灸師会
- ・公益社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会

・公益社団法人 日本柔道整復師会